

栗島浦村
防災情報伝達施設整備事業
企画提案書及び見積作成仕様書

令和3年11月

新潟県栗島浦村

第1章 総則

本仕様書は、栗島浦村（以下「本村」という。）が整備する「栗島浦村防災情報伝達施設整備事業」において、住民への生活情報や防災情報等の情報伝達を可能とする住民向け放送サービスを提供可能とするクラウドサービス基盤を構築するものとする。

第2章 一般事項

1. 業務名称

「栗島浦村防災情報伝達施設整備業務」（以下「本業務」という。）

2. 業務の目的

本業務は、住民への生活情報や防災情報等の情報伝達を可能とするクラウドベースの情報基盤を構築する

3. 業務履行期間

契約締結日より、令和4年3月18日まで。

4. 整備概要

（1）防災情報伝達基盤構築

クラウド上に、住民向けに防災情報、生活情報が配信できる基盤を構築するものとする。

（2）防災情報連動型コンテンツ配信サービス

緊急受信速報、津波速報、Jアラート、Lアラート、台風情報などの緊急災害情報をインターネット経由で取得することができるものとし、情報伝達基盤とシームレスに連携ができるものとする。

（3）住民向けスマートフォンアプリ

住民向けスマートフォンアプリを提供するものとし、情報伝達基盤にて配信した情報を受信することができるものとする。

（4）拡声子局連携

既設の拡声子局に対して、情報伝達基盤にて配信した音声を連携することができるものとする。

5. 業務内容

（1）調査設計業務

- ・情報配信基盤システム設計
- ・防災情報連動型コンテンツ配信サービスとの連携仕様設計
- ・住民向けスマートフォンアプリ要件定義
- ・既設 IP 告知システムを鑑みた運用設計

（2）開発業務

- ・情報配信基盤システム開発
- ・防災情報連動型コンテンツ配信サービスとの連携開発
- ・住民向けスマートフォンアプリアプリケーション開発
- ・単体テスト／総合テスト

（3）完成図書作成

6. 実施体制

- (1) 業務を実施するにあたり受託者は、本業務の作業従事者および履行体制について、本村の担当者（以下「担当者」という。）へ提出し確認をとること。
- (2) 業務委託契約の締結後、現地施工に着手する日程については、担当者と協議により定め、構築スケジュールを提出すること。
- (3) 受託者は、作業員の技術の向上と対象設備の把握のための社内、社外教育に努めること。
- (4) 受託者は、作業員の安全衛生教育に十分配慮し、業務の遂行に支障を及ぼさぬようにすること。
- (5) 機器構成、数量が変更となる場合は別途協議すること。
- (6) 事業実施にあたり村内の事業者を採用し、履行体制に含めること。
- (7) 緊急時の対応に備え、新潟県下越地域に本社を有していること。

7. 打合せ報告等

受託者は、担当者と密接に打合せを行いながら業務を進めること。また、進捗の妨げとなる、課題・問題等が発生した場合および予見される場合も、速やかに報告し対処を図ること。

8. 留意事項

- (1) 環境保護
本業務の履行については、本村の定める条例に準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 疑義の解消等
作業の実施にあたり必要な事項のうち、本仕様書で明記のない点、または疑義が生じた場合、ならびにこれに係る変更を行う場合には、必ず担当者と協議し承認を得ること。

9. その他

- (1) 受託者の責めに帰さない理由により本業務に係わる仕様書等を変更する場合は追加費用が発生するものとし、その委託費ならびに変更仕様書等は、協議のうえ書面による合意により定めること。
- (2) 本業務にて導入する防災情報配信基盤の維持管理については5年間運用することを前提とすること。

第3章 設計仕様

1. 実施設計に関する仕様

受託者は、以下の仕様に基づき契約締結後速やかに設計に着手すること。

- (1) 設計は関係する法律ならびにこれに基づく政令および条例の規定によること。
- (2) 設計にあたり、必要に応じて業務の進捗状況、設計内容の詳細について、本村の担当者と十分打合せのうえ設計を進めること。
- (3) 現地を十分調査の上、本村の担当者と常に緊密な連絡を保ち正確かつ経済的な設計となるよう留意する。また、工期の短縮に十分留意すること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項および設計上判断に困難な場合には、別途協議すること。

2. 各種設計書の作成

調査および設計で、設計書を作成した場合は必要に応じて担当者の承認を得ること。また、何らかの要因で変更が発生する場合も想定されることから、速やかに担当者と協議し承認を得ること。変更した内容は施工完了後に提出する完成図書に反映をすること。

- ・システム系統図
- ・その他、本村が指定する図書、書類等

3. システム設計思想

(1) 防災情報基盤

地域の防災機能とコミュニティ強化のため、住民様の所有するスマートフォンならび既設の拡声子局に対して情報配信する基盤を整備する。また情報基盤の構築はクラウドベースを前提とし、役場内に専用サーバを配備しないことを前提とする。また、既存の地域情報基盤の利活用と前提し、村が推奨する IP 告知端末への配信ならび、アプリケーションを介したスマートフォンとの無料通話が可能であることとする。

(2) 防災情報連動型コンテンツ配信サービス

将来的に既設の J アラート受信機をなくすことを目的とし、クラウドベースの防災情報連動型コンテンツ配信サービスを利用するものとする。また、防災情報基盤との連携については、遅延がないシームレスな連携が実現可能であることとする。

4. クラウド環境

クラウド環境には、管理サーバ、配信サーバ、電話サーバを整備する。

5. 防災情報基盤システムの放送装置

役場から告知放送をするための設備。デスクトップ型もしくはノート型パソコンからインターネットに接続できる環境に設置するものとする。

6. 主な機能

(1) スマートフォン用告知アプリ

村からのお知らせ、防災情報等が配信できるものとする。配信は役場にある防災情報基盤システムの放送装置にて設定でき、文字放送、音声放送、画像放送、流用放送が可能なものとする。その際の packets 通信料は、利用者の負担とする。

(2) 地域情報連携機能

- ・ 外部情報を自動的に IP 告知端末とスマートフォンに配信することができる。
- ・ 自動連携するコンテンツは原則として「基本パック」とし、詳細に関しては対応可否も含め、個別に要件を定義するものとする。
<基本パック>
 - ・ 天気予報 (3 時間予報、周辺週間予報)
 - ・ 定点カメラ (静止画、固定 URL)
 - ・ WEB リンク
- ・ PDF は自動連携不可とする。

- ・ 自動連携するテキスト情報に含まれる外字は、常用漢字に変換するものとする。
- ・ 自動連携などにより地域情報などを IP 告知端末、スマートフォンアプリ上に表示する場合、当該コンテンツに含まれる著作権及び著作隣接権等を含む関連権利については、本村の責任と負担において処理するものとする。

(3) 防災情報連動型コンテンツ配信サービス連携

クラウドサービスを前提とし、Jアラート受信機同様の情報配信が行えるものとする。

(4) 拡声子局連携

7か所の既存屋外スピーカに対して屋外放送することができるものとする。

7. メンテナンス事項

- (1) 開発するソフトウェアによる瑕疵が発生した場合は、リモートで修正モジュールを納入し、現地対応の作業は本業務に含めないとする。現地対応の作業が必要になる場合には、別途協議の上、対応の可否及び費用等を定めるものとする。
- (2) 別途、担当者と受託者で協議のうえ、週次のメンテナンス時間を定めるものとする。

第4章 施工仕様

1. 作業に関する一般的事項

- (1) 安全作業を心がけ優先し管理を行うこと。また、作業進捗の報告を行うこと。
- (2) 作業の際に問題が生じた場合は速やかに担当者に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 作業上疑義が生じた場合は、別途担当者と協議の上実施すること。
- (4) 作業は、原則平日の9時～17時までとするが、土日祝日しか対応できない場合については、担当者と協議のうえ対応すること。

2. 検査

下記の品質管理等を行い、引き渡しを行うこと。

- (1) 検査（出来形、性能、数量等）を実施し、品質確保を図ること。
- (2) 作業者自らが自主点検を確実に実施し、記録に残すこと。

3. 安全に関する遵守事項

本構築においては、以下の安全対策に努めること。

- (1) 作業中の安全確保に関しては、常に構築業務の安全に留意し、現場管理を行い、災害および事故の防止に努めること。
- (2) 構築業務現場の安全衛生に関する管理は、労働安全衛生法、その他関係法令に従い行うこと。
- (3) 気象予報または警報等については、常に注意を払い、災害の予防に努めること。

4. 作業機材

- (1) 本作業で使用する工具、測定器等は受託者側で用意すること。
- (2) 本作業で使用する資材については、受託者側で用意すること。

5. その他

- (1) 作業に関する記載内容に疑義が生じた場合は、担当者と協議のうえ、決定すること。
- (2) 作業実施における写真については別途担当者より指示する。
- (3) 既設設備の撤去に係る置き場所は本村の責任と負担で準備し、受託者に指定するものとする。廃棄方法については別途協議するものとする。
- (4) 本業務にて設置する機器以外の既設設備（他社設置機器等）の交換作業については、本業務に含まないものとする。
- (5) 本業務の検収は、月次出来高検収、ならびに完工後の作業完了検収を実施するものとする。
- (6) 受託者の責めに帰さない理由により、完工前に本業務が中止または終了となった場合、本業務着手後既に検収が完了した作業および納品した機器分について、協議のうえ、委託費を精算するものとする。

第5章 運用保守について

1. 運用について

- (1) システム運用は、本村が行うものとする。
- (2) 住民からの問合せは、本村が対応するものとする。

2. 緊急対応について

緊急対応が発生した場合、翌日対応が可能である体制を構築すること。
また、対応費用については実費精算とする。尚、天候など自然災害による影響により対応が難しい場合は、別途協議事項とする。

3. その他

運用保守の詳細については、別途、運用保守の契約にて定めるものとする。